

## 「凡 例」

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下、食鳥検査法）に基づき、食鳥をとさつしようとする食鳥処理業者は、食鳥検査（同法第 15 条）を受けなければならない。食鳥検査は「生体検査」、「脱羽後検査」、「内臓摘出後検査」からなり、検査に合格しなかった「食鳥」、「食鳥とたい」、「食鳥中抜とたい」、若しくは「食鳥肉等」については、食鳥処理業者の責任で消毒、廃棄又は食用に供することができない措置等（同法第 19 条、施行規則第 33 条）がとられることになっている。

「脱羽後検査」及び「内臓摘出後検査」は法第 15 条第 5 項関係施行規則第 26 条で定める要件に適合すれば「同時検査」を受けることが可能であり、更に「脱羽後検査」及び「内臓摘出後検査」は法第 15 条第 7 項関係施行規則第 28 条に定める方法により検査を簡略化することができるとされている。岩手県内の食鳥処理場は、全て施行規則第 26 条及び第 28 条の要件に適合した食鳥処理場である。

食鳥検査は都道府県知事が実施（法第 15 条第 1 項）するものであるが、その指定する指定検査機関に行わせることができる（法第 21 条）ことから、岩手県知事は一般社団法人岩手県獣医師会を指定検査機関に指定し、食鳥検査を行わせている。即ち、本県における食鳥検査は、一般社団法人岩手県獣医師会食鳥検査センターの検査員による生体検査を経たのち、「脱羽後検査」並びに「内臓摘出後検査」の同時検査については、検査員の監督を受けた食鳥処理衛生管理者が別表第 8 の異常に適合するか否かの確認（施行規則第 28 条第 1 項、第 2 項）を行うことにより、検査の方法を簡略化するとともに、最終的に検査員は施行規則第 33 条に係る別表第 10 及び別表第 11 に掲げる疾病又は異常の有無を判断している。

これらの疾病又は異常の有無の判断は、あくまで個々の検査員に委ねられたものであり、「食鳥検査手引=カラーアトラス=」はその参考となるよう前回、大幅な見直しを経て作成された。今回は、検査員による調査研究等の新たな知見及び食鳥検査法の一部改正を踏まえて見直され、その主な改正点は下記に示されている。

なお、前回の改正点は法の一部改正に関わる部分を修正し、引き続き掲載されている。

## 記

### 1. 今回の主な改正点

#### 1) 疾病（異常）

(1) 「廃棄等の根拠」の項目

法改正に伴い、別表第9を別表第10、別表第10を別表第11にそれぞれ修正した。

(2) 新たな知見に基づく肉眼所見及び病変写真の追加等

21 変性（筋肉の変性）：「浅胸筋変性症」を追加した。

28 腫瘍：肉眼所見、写真を一新した。

(3) 病変写真及び説明文の追加、差替え、削除

08 マレック病、10 大腸菌症、24 腹水症、26 炎症（皮膚、筋肉の炎症）、26 炎症（肝臓、心臓の単発病変）

#### 2) 食鳥処理衛生管理者の確認事項と食鳥検査手引との関係表

食鳥検査手引の「肉眼所見」は変更部分を追加又は修正した。

表中の「廃棄等の根拠」は別表第9を別表第10、別表第10を別表第11に修正した。

#### 3) 資料編の関係法令

関係法令は各検査員室に配布されている「食鳥処理衛生ハンドブック」に掲載されているため、今回は資料編として掲載しない。

### 2. 前回の改正点（平成25年4月1日）

#### 1) タイトルの変更

本書の内容は、検査員が別表第10及び別表第11に掲げる疾病又は異常を有するか否かを判断するための一助となるよう作成されたものであり、食鳥検査指針とした前回のタイトルから、この目的を踏まえて、「食鳥検査手引=カラーアトラス=」に変更した。

#### 2) 疾病又は異常の判定

食鳥処理業者が講じる廃棄等の措置（法第19条）について、別表第10に掲げる疾病又は異常を有すると判定されたものは全部廃棄等の措置、別表第11に掲げるものを有すると判定されたものは部分廃棄等の措置がとられる（施行規則第33条）。今回、判定欄を「廃棄等の根拠」に改め、その根拠を別表第10又は別表第11に掲げる疾病（異常）を有するものとした。表記中、別表第10又は別表第11に係るいずれかの扱いは、病変の状況に応じて検査員の判断に委ねられるものとした。

#### 3) 別表第10及び別表第11に係る「異常」の発現や範囲の程度

別表第10及び別表第11の文言にある（全身性のもの）、（高度のもの）、（著しいもの）

のそれぞれの「異常」の発現や範囲の程度を数値化することについて、現状では、説明責任を果たすことができない理由から記載を控えることとした。

#### 4) 疾病又は異常の主な変更内容

##### (1) 大腸菌症

大腸菌症のうち、皮下織炎の呼称は蜂窩織炎（鶏病用語 2010. 鶏病研究会編）に改めた。内股部にみられる隆起状の結節病変のように被嚢化膿瘍と捉えられる限局性の病変すなわち慢性化した局所的な病変は、発症期の病変とは判断できないため、大腸菌症に含めないこととした。また、新たに腹膜炎を伴った卵管炎は、大腸菌症に区分した。

##### (2) ブドウ球菌症

前指針の写真に類似した病変は、細菌学的検査の結果、本症と判定できなかつた。他に、急性且つ多発性の発症期と判断できる病変が見当たらないことから、「ブドウ球菌症」を本書から除外した。

##### (3) 出血

目視所見から判断して、腓腹腱断裂は「出血」に区分した。

##### (4) 臓器の異常な形等

異常部位は臓器に限定され、においを除き、形、大きさ、硬さ、色などは変性と重複するため、これに該当する病変は定かではなく、本書から除外した。

##### (5) 黄疸

鶏の場合、とたいや肝臓の色調から「黄疸」と限定した判定は難しく、該当する病変写真が得られなかつたので本書から除外した。

##### (6) 外傷

別表第 10 に該当する病変のみを掲載した。

##### (7) 奇形

単脚や 3 本脚等の奇形は、別表第 10 及び別表第 11 に記載されていない病変のため、便宜的に「その他」の項目として扱うことにした。

##### (8) あひるの真菌症

あひるの膿毒症に区分していた疾病が真菌症と判明したため、新たに「あひるの真菌症」の項目を追加した。

#### 5) 検査ラインで確認できない病変

解体工程でみつかる深胸筋変性や筋胃びらん等の病変について、別項目に記載した。